

三次救急医療施設運営会議要綱

昭和 61 年 11 月 5 日 61 衛医対第 729 号

平成 16 年 7 月 27 日 16 福保医救第 295 号

平成 25 年 7 月 1 日 25 福保医救第 432 号

(目的)

第 1 三次救急医療施設である救命救急センターの適正な運営を確保し、さらに、東京消防庁との間の情報連絡体制の確立・協力関係の強化を図るため、三次救急医療施設運営会議（以下「運営会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 運営会議は、つぎの事項について協議する。

- (1) 救命救急センターの運営に関する事。
- (2) 救命救急センターと東京消防庁との情報連絡体制の確立に関する事。
- (3) その他座長が必要と認めた事項。

(構成)

第 3 運営会議は、次に掲げる団体の代表者及び実務担当者等で構成する。

- (1) 公益社団法人 東京都医師会
- (2) 救命救急センター
- (3) 東京消防庁
- (4) 東京都福祉保健局

(招集)

第 4 運営会議は、必要の都度福祉保健局長が招集する。

(座長)

第 5 運営会議に座長を置く。

- 2 座長は、福祉保健局医療政策部長をあてる。
- 3 座長は、会務を総理する。

(関係者の出席)

第 6 座長が必要であると認めるときは関係者を運営会議に出席させ意見を聞くことができる。

(会議及び会議録等の公開)

第 7 会議及び会議に係る検討資料、会議録等（以下「会議録等」という。）は公開する。

ただし、運営会議の構成員の発議により構成員の過半数で議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。

- 2 会議及び会議録等を公開するとき、座長は必要な条件を付すことができる。

(庶務)

第 8 運営会議の庶務は、福祉保健局医療政策部救急災害医療課において処理する。

(委任)

第 9 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、座長がこれを定める。

(付則)

この要綱は、昭和 61 年 11 月 5 日から施行する。

この要綱は、平成 2 年 8 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。